

# 住宅改修 住宅改造の手引き

令和8年4月版

太子町高年介護課  
介護保険係

# ○住宅改修

## 1. 住宅改修の概要

介護保険の「住宅改修費の支給」は、要介護(要支援)の認定を受けている利用者(被保険者)が、可能な限り在宅で自立した生活を続けることができるように、手すりの取り付けなど保険給付の対象となる住宅改修を行った場合に、費用の一定割合を支給するものです。

保険給付の対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないように、また、住宅改修の制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡なども考慮して、手すりの取り付け、段差の解消など比較的小規模なものとなります。支給が認められれば、実際の費用の7～9割分が支給され、利用者負担は1～3割分となります。

## 2. 保険給付の対象となる住宅改修の種類

### (1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒防止、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事が対象となります。

取付工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは、福祉用具貸与の対象になります。

### (2) 段差や傾斜の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の床の段差、及び玄関から道路までの通路などの段差や傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事などが対象になります。取付工事で固定しないスロープは福祉用具貸与または購入、浴室内すのこは福祉用具購入の対象になります。なお、昇降機、リフト、段差解消機など、動力により段差を解消する機器の設置工事は対象になりません。

### (3) 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

居室における畳敷から板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室における滑りにくい床材への変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更などの工事が対象になります。

### (4) 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去

開き戸を引き戸、折れ戸などに取り替える扉全体の取替工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の開閉方向の変更に伴う取替工事なども対象になります。

### (5) 和式から洋式への便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象になります。

対象者の身体状況に合わせて洋式便器から洋式便器の取替工事が認められる場合もあります。

(6) その他(1)～(5)の各工事に付帯して必要な工事

前記(1)～(5)の改修に付帯して行われる下記の工事も対象となります。

① 手すりの取り付け

- ・ 手すりの取り付けのための壁の下地補強

② 段差や傾斜の解消

- ・ 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置  
(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置)

③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

床材の変更のための下地補強や根太の補強、または通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去

- ・ 扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 和式から洋式への便器の取り替え

- ・ 便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更

### 3. 申請ができる方の要件

福祉用具購入の支給申請を行うには、申請者(被保険者)が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 着工日時点で要介護・要支援認定を受けていること
- 介護保険被保険者証に記載されている住所地に居住していること
- 申請時に入院・入所している場合は、退院・退所の見込みがたっていること

### 4. 支給限度基準額

(1) 支給限度基準額(利用限度額)

被保険者1人に対する支給限度基準額(利用限度額)は、要介護状態区分に関わらず 20 万円(消費税含む)となり、住宅改修費の1割～3割が利用者負担となります。(限度額の範囲内であれば、複数回に分けて利用が可能です。)

また、限度額を超える改修工事を実施することもできますが、限度額を超えた費用は全額自己負担になります。

(2) 支給限度基準額の例外措置

P3の①の条件に該当する場合は「支給限度基準額の例外」として、それまでの利用額をリセットして、改めて20 万円までの住宅改修を行うことができます。

① 要介護状態が著しく重くなった場合の例外(3段階リセット)

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日における要介護状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円までの住宅改修を行うことができます。なお、「3段階リセット」は、同一住宅・同一被保険者について1回しか適用されません。

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分(介護の必要の程度)	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分 (3段階リセットが適用される区分)
要支援1(第1段階)	要介護3(第4段階)、要介護4(第5段階)、 要介護5(第6段階)
要支援2および要介護1(第2段階)	要介護4(第5段階)、要介護5(第6段階)
要介護2(第3段階)	要介護5(第6段階)

② 転居した場合の例外(転居リセット)

限度額の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます。

なお、転居していても、住民登録が異動されていない場合は転居とみなさず、また、同住所地で行った建て替えについても、住民登録の異動を伴わないため、リセットにはなりません。

## 5.支払い・支給方法(償還払い・受領委任払い)

(1) 償還払い

改修費用の全額を一旦事業所に支払い、その後太子町に申請を行うことにより、太子町が保険給付分(7~9割)を申請者へ支給します。

(2) 受領委任払い

改修費用のうちの自己負担分(1~3割)のみを事業者支払い、保険給付分(7~9割)については、太子町が事業者へ支給します。

◎受領委任払いを利用できない方

- ・介護保険料の滞納により給付制限を受けている方
- ・要介護認定新規申請中の方
- ・入院・入所中の方

また、受領委任払いが利用できる事業者については、太子町に受領委任払い取扱事業者としての登録を行っている事業者に限ります。

新たに受領委任払いの登録を希望する事業者は、高年介護課介護保険係へお問い合わせください。

## 6. 支給申請の手続き

住宅改修費の支給を受けるためには、工事を行う前に必ず太子町へ申請(事前申請)を行い、予定している改修の内容が保険給付の対象であるか、申請者(被保険者)の心身の状況等に合ったものであるか、支給限度基準額(利用限度額)の範囲内であるかなどについて確認・審査を受ける必要があります。このため、事前申請を行わずに実施された改修につきましては、保険給付費が支給できません。また、完了後に改めて支給申請(事後申請)を行っていただき、事前申請の内容どおりに改修が行われたことが確認できた場合には、住宅改修費の支給を決定します。申請等の具体的な流れは下記のとおりとなります。

手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

### ○相談

ケアマネジャーや太子町の窓口にご相談します。



### ○事前申請

工事を始める前に、太子町の窓口(行政棟1階5番 高年介護課介護保険係)に必要な書類を提出します。

(申請時必要書類)

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| ・居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 | ・住宅改修が必要な理由書             |
| ・工事費の見積書(被保険者宛のもの)    | ・工事承認書(申請者と住宅の所有者が異なる場合) |
| ・平面図                  | ・住宅改修等受領委任払いに係る委任状       |
| ・工事着工前の写真(日付入り)       | (受領委任払いの場合)              |



**工事の許可(太子町→事業者)が下りてから着工**します。



### ○事後申請

完了後は、太子町窓口に必要な書類を提出します。

(工事完了後必要書類)

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| ・居宅介護(介護予防)住宅改修完了届兼請求書 | ・工事費の内訳書 |
| ・改修後の写真(日付入り)          |          |
| ・領収書原本(被保険者宛のもの)       |          |

※原則として、領収日における負担割合を適用します。



### ○保険給付の支給

- ・償還払いであれば、許可された保険対象工事代金の7～9割を申請者へ支給します。
- ・受領委任払いであれば、許可された保険対象工事代金の7～9割を事業者へ支給します。

※支払い方法については「5.支払い・支給方法(償還払い・受領委任払い)」(P.3)を参照してください。

◎原則書面での審査となりますが、書面上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費適正化の一環として現地確認をする場合があります。

## 7. 住宅改修Q&A

ここに示しているのは一例であり、表面上は同じに見えるケースであっても、条件によっては記載内容と異なる場合がありますので、ご不明な点は太子町高年介護課介護保険係までお問い合わせください。

項目	質問	回答
支給要件	どのような場合に介護保険住宅改修を利用できるか。	太子町の被保険者で、要介護・要支援の認定を受けた方からの事前申請により、住宅改修が必要であると太子町があらかじめ認めた場合で、被保険者証に記載されている住所の住宅について改修を行なう場合に対象となる。
支給上限額	対象金額に上限はあるか。	要介護等状態区分に関わらず、20万円（給付額14～18万円）までの住宅改修を行うことが可能。ただし、次の場合には例外的に再度20万円の利用ができる。 ①「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合 ②転居した場合。 (詳細はP.3を参照)
本人死亡の場合	住宅改修の許可後に被保険者本人が死亡した場合、支給対象となるか。	死亡日までに着工していれば死亡日時点で工事完了している箇所のみ支給対象となる。
対象となる住宅①	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。よって、子の住宅に住所地が移されていれば支給対象となる。
対象となる住宅②	賃貸アパート等の改修は、支給対象になるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、住宅の所有者の承諾を得ていることを条件に、支給対象となる。
対象となる住宅③	本人の住所地である法人の建物の住宅改修は支給対象となるか。	法人の場合、被保険者の居住スペースのみを支給対象とする。例えば勤務室等日常の生活動線とは関係ない箇所の改修は認められない。
賃貸アパート退去時の原状回復	賃貸アパートから退去する場合に、以前住宅改修を行った箇所を原状回復するための費用は、支給対象になるか。	原状回復のための費用は、支給対象にはならない。
認定申請中の住宅改修申請	認定申請中の住宅改修は可能か。	認定申請中の申請は、償還払いのみ可能。ただし、認定結果が非該当(自立)と判断された場合には、全額自己負担となる。
入院・入居中の住宅改修申請①	入院・入所中の住宅改修は可能か。	退院日が確定している段階でのみ、償還払いでの申請が可能。

入院・入居中の住宅改修申請②	退院日が決まり自宅に戻るために、入院中に着工したが、急に容体が悪化し退院の目処がつかなくなった。工事金額を支払い済だが、完了届を提出できるか。	退院後でなければ住宅改修費を支給することができないため、退院後に完了届を提出すること。
一時帰宅の際の住宅改修申請	施設入所している要介護者が、一時的に施設から外泊することがあるため、住宅改修を行いたいが、保険給付の対象となるか。	生活拠点は入所している施設にあるため、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなり、住宅改修の対象とはならない。
家族が行う住宅改修①	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も保険給付の対象となるか。	可能である。ただし被保険者と施工業者間での任意書式の契約書の提出を必須とする。
家族が行う住宅改修②	家族が経営している工務店等が事業者登録をしている場合、受領委任払いでの申請は可能か。	可能である。
手すり①	円柱型・上部平坦型(棚状のもの)は住宅改修の支給対象となるか。	身体の状態に応じたものであれば支給対象とする。
手すり②	ペーパーホルダーと一体型となっている手すりは支給対象となるか。	棚手すりの部分は支給対象であるが、ペーパーホルダー部分については支給対象外とする。
手すり③	脱着式の手すりは支給対象となるか。	固定された取付部分がないため、支給対象とはならない。
手すり④	玄関から道路までの手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	対象となる。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート塗装への変更等である。
段差解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がりかまちへの式台の設置等と同様に、段差解消として支給対象となる。
段差の解消に伴う付帯工事の取扱	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、浴槽の底との高低差が増えたことによる、浴槽をかさ上げるなどの工事。 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事。	①から③いずれの場合も支給対象として差し支えない。

段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する工事は支給対象とはならない。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。
階段の滑り止め	階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	お見込みのとおり。 商品が詳しく分かるよう、申請書類と併せて商品カタログ等の写しを添付すること。
扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きから左開き、内開きから外開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。ドアノブをレバー式に変更する場合も支給対象となる。
引き戸の取り替え工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	対象者の握力低下等により既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の古い引き戸を新しいものに取り替えるという理由であれば支給対象とはならない。
洋式便器の改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難な場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして支給対象となるか。 ①補高便座を用いて座面の高さを高くする場合 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合	①については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。 ②については、「洋式便器等への便器の取り替え」とは、和式便器から洋式便器へ取り替える場合を想定しており、洋式便器から洋式便器へ取り替える場合は、特定福祉用具(補高便座等)を検討した上で問題が解決しないのであれば、当該被保険者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由をもとに支給対象とする。
洋式便器への便器取り替え工事について	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは支給対象となるか。	洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮し、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合、支給対象とする。
既存洋式便器への洗浄機等の取付工事について	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、支給対象となるか。	既に洋式便器である場合は洗浄機能等の付加料金は支給対象とはならない。(※適切な理由があれば便器交換費は支給対象となる。)
車いす移動により通路を広くするための物の移動について	車いすでの移動を円滑にするために、廊下に設置してある洗面台等を別の場所に移動する工事は支給対象になるか。	住宅改修の項目には当てはまらないため支給対象外である。

<p>保険対象外工事を含む場合</p>	<p>介護保険対象外の工事を含む際、工事全体の諸経費がある場合内訳はどうか。</p>	<p>保険対象外の工事が含まれる場合は、以下の通り諸経費等を対象内外分で按分する。  (例)対象外工事が50,000円、対象内工事が70,000円、諸経費が20,000円だった場合。  (対象外諸経費)  <math>50,000 / (50,000 + 70,000) \times 20,000 = 8,333</math>円  (1円未満は切り捨てます)  (対象諸経費)  <math>20,000 - 8,333 = 11,667</math>円</p>
---------------------	--	--

# ○住宅改造

## 1. 住宅改造の概要

日常生活に介護を要する高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるように、既存住宅を高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化改造等に要する経費の一部を助成します。

## 2. 助成の対象箇所

- ①浴室・洗面所
- ②便所
- ③玄関
- ④廊下・階段
- ⑤居室
- ⑥台所
- ⑦その他町長が必要と認めた所

※工事内容は、手すりの設置、段差の解消、浴槽の取り替え、トイレの洋式化などがありますが、対象者の身体状況によって対象工事であるかどうか判断しますので、上記内容が必ずしも助成対象になるとは限りません。

## 3. 申請ができる方の要件

### ①次のいずれかに当てはまる世帯

- ・介護保険の要介護(要支援)認定を受けた被保険者のいる世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた者のいる世帯 → 詳細は社会福祉課へご相談ください。

### ②改造を施工される家屋に居住している方それぞれの収入が次の要件を満たす

- ・生計中心者が給与収入のみの方で、収入金額が800万円以下の世帯
  - ・生計中心者が給与収入のみ以外の方で、所得金額が600万円以下の世帯
- ※世帯員のうちひとりでも上記に当てはまらなければ、助成対象になりません。  
※世帯分離している場合でも住所地が同じであれば同一世帯とみなします。

また、税扶養の対象としている方も同一世帯とみなします。

※6月30日までに申請された場合は、前々年分の収入、所得で判断します。

### ③過去に「住宅改造助成金」「住宅改修」の支給を受けていない

※住宅改造助成事業は、介護保険の住宅改修と一体的に利用することとされており、以前に介護保険の住宅改修費の支給を受けている場合は、残額の有無にかかわらず、住宅改造の助成を受けることはできません。ただし、対象者の身体状況が著しく変わり、(要介護度の3段階リセット等)過去に行った改修では生活することが困難である場合には、再申請が可能になる場合もありますのでご相談ください。

## 4.助成金額

助成金額は、以下の式で算定されます。

<b>助成金額</b> <small>(1,000円未満切捨)</small>	<b>=</b>	<b>①助成対象経費</b> <small>(上限100万円)</small>	<b>－</b>	<b>②住宅改修費支給限度基準額</b> <small>(上限20万円)</small>	<b>×</b>	<b>③住宅改造費の助成率</b>
--	----------	--	----------	---	----------	-------------------

### ①助成対象経費

- ・助成対象となる工事費(上限100万円)
- ※必ずしも全額が対象になるとは限りません。

### ②住宅改修費支給限度基準額

介護保険の住宅改修費として対象になる場合は、支給限度基準額(20万円)を差し引きます。  
 なお、同一世帯に要介護認定者が複数いる場合は、1人あたり20万円を差し引くものとします。  
 (例)同一世帯に、要介護認定者が2名いる場合は、②が40万円となります。

### ③住宅改造費の助成率

世帯の生計中心者の所得によって助成率が異なります。

世帯階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	3/3
B	生計中心者が当該年度分町民税非課税の世帯	9/10
C	生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分町民税均等割のみ課税の世帯	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分町民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
E	生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が7万円以下の世帯 (生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入額が800万円を超える世帯又は生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える世帯(以下「対象外世帯」という。)を除く)	1/2
F	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯 (対象外世帯を除く)	1/3

※4月1日～6月30日までに申請された場合は、前々年(前年度)中の所得で判断します。

※申請日時点での、生計中心者の所得状況を確認します。

【例】介護保険の負担割合:1割 助成対象経費:80万円  
 世帯階層区分:E 所得税課税世帯(所得税7万円以下)の場合

**[①80万円(助成対象経費)－②20万円(介護保険住宅改修支給限度基準額)]**  
**× ③1/2(所得税課税(7万円以下)世帯) = 30万円(住宅改造費助成事業の助成額)…(A)**  
**②20万円(介護保険住宅改修支給限度基準額) × 9割(介護保険給付分)**  
**= 18万円(介護保険住宅改修費の支給額)…(B)**

**★ 総支給額(A+B) = 48万円**

## 5. 助成申請の手続き

### 手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

#### ○相談

ケアマネジャーや太子町の窓口にご相談します。

(申請時期によっては、来年度まで申請をお待ちいただく場合もあるので、事前に相談してください。)



#### ○事前申請

工事を始める前に、太子町の窓口(行政棟1階5番 高年介護課介護保険係)に必要な書類を提出します。(住宅改修と同時に申請してください。)

まちづくり課にて耐震診断の申し込みも行ってください。

(申請書類の例)

- ・高齢者等住宅改造費助成金交付申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事費の見積書(被保険者宛のもの)
- ・工事承認書(申請者と住宅の所有者が異なる場合)
- ・平面図
- ・住宅改修等受領委任払いに係る委任状
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- (受領委任払いの場合)
- ・申請者が属する世帯全員の前年分の所得税の課税証明書

及び当該年度分の市町村民税の課税証明書

(申請した年の1月2日以降の転入者の場合)

住まいの改良相談員(福祉関係職種、保険・医療関係職種、建築関係職種)が事前に訪問調査を行います。

**工事の許可(太子町→施工事業者)が下りてから着工**します。



#### ○事後申請

完了後は、太子町窓口に必要な書類を提出します。

(申請書類の例)

- ・完了兼請求書
- ・工事費の内訳書
- ・改修後の写真(日付入り)
- ・領収書(被保険者宛のもの)

※原則として、領収日における負担割合を適用します。



住まいの改良相談員が工事完了後の訪問調査を行います。

工事内容が特に問題がなければ、助成を行います。



#### ○保険給付の支給

- ・償還払いであれば、許可された保険対象工事代金の7～9割を申請者へ支給します。
- ・受領委任払いであれば、許可された保険対象工事代金の7～9割を事業者へ支給します。

## 6. 住宅改修・住宅改造での注意点

施工業者のみなさまへ  
申請時前に必ずお読みください。

### 【工事をする上での注意点】

- ・原則、申請後の工事内容の変更は認められません。申請は、工事内容や金額を確定してから行ってください。やむを得ず工事内容等が変更となる場合は、必ず着工前に町に相談してください。
- ・入院・入所中に工事を行う場合は、必ず退院・退所日を確認していただき、自宅に戻れない場合は自費対応になる旨を申請者に伝えてください。
- ・判断に迷う場合は、必ず町へ相談してください。

### 【写真撮影時の注意点】

- ・必ず、撮影年月日がわかるようにしてください。
- ・段差解消、浴槽取り替え等、高さに条件がある工事の現場写真については、メジャーをあてるなど、必ず施工前後の高さがわかるように撮影してください。

※手すり等の取り付け位置のみをアップで撮影された場合は、箇所の特定ができないため再提出をお願いします。

### 【見積書作成時の注意点】P11に記載例あり

- ・見積書は申請者名で作成してください。
- ・見積書は以下のように記載してください。
  - ①工事箇所毎(浴室・洗面所、便所、玄関、居室、廊下、階段、台所、その他)に分ける。
  - ②工事箇所毎にさらに各工事毎(手すりの取り付け、床の嵩上げ、便器の取替等)に部材費、大工手間代、解体撤去費、給排水工事費、諸経費等に分ける。※天井・壁等の対象外工事についても分けて記載してください。  
※全体の工事に対して一式の金額では助成金の算定ができませんので再提出をお願いします。

【見積書記載例】

改修箇所	番号	内容	規格	数量	単価	金額	
廊下	①	縦型手すり設置					
		手すり	木製φ32	0.5m	3,000	1,500	
			ブランケット		2個	300	600
	②	横型手すり設置	木製φ35	2m			
			ブランケット		1個	300	300
			エンドブランケット		2個	300	600
			上記工事諸経費		1式	4,000	4,000
便所	③	L型手すり設置					
		手すり	インテリアパー 600×800	1個	20,000	20,000	
		上記工事諸経費		1式	4,000	4,000	
浴室	④	浴槽		1式	306,500	306,500	
		壁関連	面アクセントパネ	1式	223,000	223,000	
		ドア	2枚折戸	1式	14,500	14,500	
		上記工事諸経費		1式	4,000	4,000	
					計	579,000	
					消費税	57,900	
					合計	636,900	